

事業群評価調書(令和元年度実施)

基本戦略名	9 快適で安全・安心な暮らしをつくる	事業群主管所属	県民生活部生活衛生課
施策名	(3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現	課(室)長名	嘉村 敏徳
事業群名	① 食品の安全性の確保	事業群関係課(室)	

1. 計画等概要

(長崎県総合計画チャレンジ2020 本文)						(取組項目)			
食品営業施設の衛生管理の確認と製造又は販売されている食品等の検査や食肉の全頭検査を行うとともに、生産者へ検査データを還元し、健康で安全な家畜の生産を支援することにより、食中毒等の発生防止に努め、食品の安全性の確保を図ります。						i) 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止 ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除 iii) 生産者へと畜検査データを還元し、家畜の疾病対策を支援			
事業群	指標	基準年	H28	H29	H30	R元	R2	最終目標(年度)	(進捗状況の分析)
			20,000件以上	20,000件以上	20,000件以上	20,000件以上	20,000件以上	20,000件以上(毎年度)	
			実績値② (H27の算出値)	20,555件	18,914件	18,776件		進捗状況	
	②/①(達成率)		100%	94%	93%			遅れ	
									<p>食品衛生法に基づき、食中毒の発生状況、社会状況の変化や各保健所の実情などを踏まえ長崎県食品衛生監視指導計画を毎年度策定している。</p> <p>本計画に従い、各保健所が効率的かつ効果的に監視指導を実施し、目標達成を目指したが、「HACCP※に沿った衛生管理の制度化」への対応を図るため、講習会の開催に重点を置いた取組を進めたことが影響し、達成率93%と目標には及ばなかった。</p> <p>※HACCP: 原材料の受け入れから製品の製造・出荷に至るまでのすべての工程において、危害が除去(あるいは安全な範囲まで低減)できるよう、手順を定め、記録を残すことによって、製品の安全性を担保する衛生管理の手法。</p>

2. 平成30年度取組実績(令和元年度新規・補正は参考記載)

事業番号	取組項目	事務事業名	事業期間	事業費(単位:千円)			事業対象	事業概要	指標(上段:活動指標、下段:成果指標)				平成30年度事業の成果等	中核事業	
				H29実績	H30実績	R元計画			うち一般財源	人件費(参考)	指標	主な目標			H29目標
1	取組項目 ii	県内食品の安全性確保事業	S22-	32,891	32,891	222,954	県内食品関係営業施設・給食施設等(長崎市・佐世保市を除く)	安全な食品の流通等を確保し、食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱施設の監視指導を行うとともに、流通食品の検査を実施し、基準に適合しない食品を流通から排除することで食中毒の発生を防止した。	活動指標	監視指導件数(件)	20,000	18,914	94%	●事業の成果 ・食品等の検査件数は目標値を達成し、成分規格適合率についても目標の基準遵守率を維持している。食中毒の発生件数は、計画に基づく監視指導及びHACCP取組指導による営業者における自主衛生管理の推進の結果、おおむね低い件数で推移しており、食品の安全性の確保は図られた。 ※過去5年間の最小値	○
				37,291	37,291	155,932					20,000	18,776	93%		
				29,592	29,592	150,690					2,300	2,328	101%		
		生活衛生課						成果指標	成分規格適合率(%)	95	96	101%			
									食中毒発生件数(件)	4※	0	100%			
										数値目標なし	7	—			
										数値目標なし					

2	取組項目 iii	食肉衛生検査所運営事業	S28-	31,745	31,303	277,587	食肉検査申請者	食肉衛生検査所の職員が、と畜場に出向き、食肉となる獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜のと殺禁止、全部廃棄等の行政処分を行った。	活動指標 と畜検査頭数(頭)	数値目標なし	445,869	—	●事業の成果 ・検査を実施した牛7,674頭、馬11頭、豚457,554頭、めん羊33頭のうち、食用不適として全部廃棄された獣畜は、牛92頭、豚367頭であった。 ●事業群の目標(指標達成)への寄与・法に基づくと畜検査により、食用に不適な食肉が流通しないよう確実に排除することで、食肉の安全性を確保することができた。	○
		生活衛生課		30,240	29,692	275,034				数値目標なし	465,272	—		
				37,387	36,526	275,068				数値目標なし	414	—		
3	取組項目 iii	食鳥肉処理施設指導監督事業	(H30 終了) H4-30	1,091	1,091	3,218	食鳥検査申請者	食鳥処理場に搬入される全ての食鳥について、食用の可否を判定する食鳥検査を(公財)長崎県食鳥肉衛生協会に委任して実施。食用にできない食鳥のと殺禁止、全部廃棄等の行政処分を行った。	活動指標 食鳥検査羽数(羽)	数値目標なし	15,903,430	—	●事業の成果 ・検査羽数16,298,806羽のうち、149,871羽を食用不適として処分とした。(と殺禁止63,344羽、全部廃棄86,527羽)	
		生活衛生課		1,096	1,096	3,198				数値目標なし	16,298,806	—		
										数値目標なし	154,154	—		
4	取組項目 iii	と畜場等処理施設指導監督事業	S28-	243	243	15,287	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場等の施設設置者	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。	活動指標 立入指導件数(件)	40	81	202%	●事業の成果 ・HACCPに基づく衛生管理の制度化に対応するため、各所とも立入指導回数を増加させ、目標を大きく上回った。	
		生活衛生課		243	243	15,192				60	140	233%		
				489	489	15,148				60				
								成果指標 施設基準適合率(%)	100	100	100%			
									100					

3. 実績の検証及び解決すべき課題と解決に向けた方向性

i) 食品製造施設、飲食店等の監視・指導による食中毒等の健康被害の発生防止 計画的な監視指導により、食中毒発生件数も低い数値で推移しており、本県の食品の安全性は概ね保たれていると言える。県立保健所管内の食品営業施設数は減少傾向にあるが、計画の目標値は下げることなく引き続き監視指導を実施して、食品の安全確保に努める。
ii) 流通している食品等の収去検査・モニタリング検査による基準に適合しない食品の排除 計画的な検査の実施により、流通する食品の安全性が確認された。今後も検査を継続することにより、基準に適合しない食品を流通から排除するとともに改善指導を行うことで、食品の安全確保に努める。
iii) 生産者へのと畜検査データ還元による家畜の疾病対策支援 ・食肉となる獣畜(牛・馬・豚・めん羊・山羊)について全頭検査を行い、食用不適な獣畜の肉・内臓等の全部又は一部廃棄処分を行うことで、安全で衛生的な食肉の流通を図っている。その検査データを生産者に還元し、生産者による家畜疾病予防の一助とすることで、健康な家畜が食用に供されることにつなげている。 ・食肉となる食鳥についても同様に全羽検査を行い、食用不適な食鳥の肉・内臓等の全部又は一部廃棄処分を行うことで、安全で衛生的な食鳥肉の流通を図っている。なお、食鳥検査については、公益財団法人長崎県食鳥肉衛生協会に委任して実施している。

4. 令和元年度見直し内容及び令和2年度実施に向けた方向性

事業番号	取組項目	事務事業名	令和元年度事業の実施にあたり見直した内容	令和2年度事業の実施に向けた方向性		
			(令和元年度の新たな取組は「R元新規」等と記載、見直しがない場合は「-」と記載)	事業継続の視点	見直しの方向	見直し区分
1	取組項目 ii	県内食品の安全性確保事業	平成30年度事業実施状況、食中毒の発生状況、社会状況の変化や各保健所の実情を踏まえて、令和元年度監視指導計画を策定。重点監視事項について、県内の食中毒発生件数の8割以上を占めるノロウイルスをはじめ、4つの病因物質による食中毒の予防対策を重点的に行うこととした。また、食品衛生法の改正により「HACCPに沿った衛生管理」がすべての食品等事業者等に制度化されることとなったことから関連事業者への普及促進についても重点事項として新設し、計画的に監視指導、収去検査等を実施することとした。	⑨	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止するものである。 令和2年度も前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえて監視指導計画を策定し、事業を実施する。	改善

2		食肉衛生検査所運営事業	—	—	「と畜場法」に基づき県が実施しなければならない事業である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)は一頭ごとに全て県職員である獣医師のと畜検査を行なわなければ食用にできない。本事業は、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持
4	取組項目 iii	と畜場等処理施設指導監督事業	—	—	食肉及び食鳥肉の検査方法は、「と畜場法施行令」「と畜場法施行規則」及び「食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行規則」に規定されており、これに従い効率的に実施する。死亡した家畜・家きんが不正食肉として流通することを防止するため、農林部とも連携し、法関連施設(と畜場、食鳥処理場、化製場、死亡獣畜取扱場)に対する指導等を継続する。安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業であることから、引き続き事業を継続する。	現状維持

注:「2.平成30年度取組実績」に記載している事業のうち、平成30年度終了事業、100%国庫事業などで県の裁量の余地がない事業、公共事業評価対象事業、研究事業評価対象事業、指定管理者制度導入施設評価対象事業については、記載対象外としています。

【事業構築の視点】

- ① 視点① 事業群としての成果目標に対し、特に効果が高い事業の見極め、事業の選択と集中ができているか。
- ② 視点② 指標の進捗状況に応じて、その要因分析及びさらに高い効果を出すための工夫、目標に近づけるための工夫を検討・実施できているか。
- ③ 視点③ 人員・予算を最大限効果的に活用するための事務・事業の廃止・見直しができているか。
- ④ 視点④ 政策間連携により事業効果が高められないか。事業群としてリーダーの明確化、関係課の役割分担・協力関係の整理ができているか。
- ⑤ 視点⑤ 県と市町の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑥ 視点⑥ 県と民間の役割分担・協力関係の整理・認識共有ができているか。
- ⑦ 視点⑦ 戦略的に関係者の行動を引き出せているか。
- ⑧ 視点⑧ 国制度等の最大限の活用が図られているか。国へ政策提案(制度改革要望)する必要はないか。
- ⑨ 視点⑨ 経済情勢等、環境の変化に対応した効果的・適切な見直しとなっているか。
- ⑩ その他の視点